

セルズソフト使用許諾契約書

お客様（甲）と株式会社セルズ（乙）は、本セルズソフト使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）に基づいて提供するソフトウェアを使用する権利を下記条項に基づき非独占的かつ譲渡不能の態様で許諾するものとします。

第1条 （本契約書の適用対象となるソフト）

下記のソフトウェアプログラム（以下「本ソフトウェア」といいます）に関する使用許諾については、本契約が共通して適用されるものとします。

- 1 「労務統合管理システム 台帳」
- 2 「給与計算システム Cells給与」
- 3 「雇用継続給付金と在職老齢年金のシミュレーション 最適給与」
- 4 「報酬管理システム うりあげ君」
- 5 「一人親方団体のための管理システム 一人親方」
- 6 「労務管理ソフト 有給カレンダー」

第2条 （許諾）

本ソフトウェアをインストール、使用することによって、甲が本契約書のすべてにご同意いただいたものとします。本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストール、複製、または使用しないでください。なお、乙がネットワーク等を介して本ソフトウェア提供している場合は、ダウンロードされる際にも本契約書にご同意いただく必要があります。本契約書の条項に同意されない場合は、ダウンロードを中止してください。

第3条 （著作権）

- 1 本ソフトウェア、および本ソフトウェアの複製物についての権限および著作権その他の知的財産権は、乙が有するものとします。
- 2 甲は、本ソフトウェアに含まれる印刷物（マニュアルなどの文書）、および電子文書（電子形態での提供コンテンツ）を複製することおよび模倣した商品を製造し、譲渡し、貸渡し、公衆送信もしくは配布し、または乙の文書による許諾なく本ソフトウェアの印刷物などの複製物を利用して出版などをおこなうことはできません。
ただし、本ソフトウェアのマニュアルが電子的形態によって本ソフトウェアに含まれている場合には、甲が購入された本数を限度として印刷することができます。

第4条 （制限事項）

- 1 甲は、本ソフトウェアライセンス1単位につき、1つの事業所内に設置されているコンピュータにインストールして使用することができます。事業所はその所在地を基準にカウントするものとし、所在地を異にする事業所のコンピュータに本ソフトウェアをインストールする場合にはその事業所の数に対応した数の本ソフトウェアのライセンスが必要となります。また、本ソフトウェアに関する保守契約についても同様です。なお、同一の所在地に複数の事業所が存在する場合には所在地が同一である限りは1つの事業所とみなすものとし、また、1つの事業所内に複数のコンピュータが設置されている場合には、本ソフトウェアライセンス1単位で当該複数のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして使用することができます。
- 2 甲は、本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをすることはできません。
- 3 甲は、本契約書に明示的に許諾されている場合を除いて、本ソフトウェアの使用、全部または一部を複製、改変等を行うことはできません。
- 4 甲は、本ソフトウェアを第三者に使用許諾、貸与またはリースすることはできません。
- 5 甲は、本ソフトウェアの全部または一部を、有償、無償を問わず第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾、その他の処分をしてはならないものとします。
- 6 甲は、本ソフトウェアの使用にあたり、乙または第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害してはなりません。また、甲による本ソフトウェアの使用に関して、第三者との間で紛争等が生じた場合は、甲自身の費用と責任においてこれを解決するものとします。
甲は、本契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、継承させ、または担保に供することはできません。
- 7 甲は、本ソフトウェアを甲の事業のためにのみ使用することができます。
- 8 本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、乙は一切その責任を負いません。
- 9 本ソフトウェアについて、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争等が生じた場合といえども、乙は一切その責任を負いません。
- 10 甲は、乙の事前の承諾なく、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第5条 （責任制限）

- 1 乙は、本ソフトウェアに契約不適合が発見された場合、乙のホームページに掲載し、またはその他乙が適当と認める方法により、甲に対し契約不適合のある旨を周知または通知するとともに、契約不適合のない本ソフトウェアを提供するか当該ソフトウェアの契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、本ソフトウェアの契約不適合に起因して甲が被った損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含みます）及び第三者が被った損害について一切責任を負いません。
- 2 乙は、本ソフトウェアの正確性、完全性、即時性、実現性、有用性、特定目的適合性、第三者の権利又は利益の非侵害性その他について何ら保証するものではなく、甲がこれらに関して損害を被ったとしても、乙は一切責任を負いません。
- 3 乙は、法律上の請求の原因の種類を問わず、法律上許容される最大限において、本ソフトウェアの使用もしくは使用不能またはその他本契約書に規定する事項に関して生じる特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他の一切の損害（逸失利益、機密情報、データもしくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失またはその他の金銭的損失を含みますが、これらに限定されません。）に関して、乙の債務不履行、不法行為、無過失責任、誠実義務または合議的な注意義務を含めた義務の不履行、契約違反または保証違反による場合であっても、一切の責任を負いません。たとえ、乙がこのような損害の可能性について知らされていた場合も同様です。いかなる場合においても、本契約書と関連する乙の責任は甲が本ソフトウェアについて実際に支払った金額を上限とします。

第6条 （契約の変更）

乙は、甲に事前に通知することなく、また、甲の同意を得ることなく本契約を変更することができます。この場合、乙は、本契約変更の旨を乙のホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、甲に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が変更されるものとしします。

第7条 （契約の終了）

- 1 甲が本契約書の条項のいずれかに違反した場合、乙は何らの通知催告をすることなく直ちに本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとしします。
- 2 甲は、いかなる理由によるものであれ、本契約の終了に起因して乙に対し、損害賠償、補償金、その他の支払を求めることはできません。

- 3 本契約が終了した場合には、甲はいかなる理由においても本ソフトウェアを使用することはできません。この場合において乙の指示があったときは、甲は、自己の占有または管理下にあるすべての本ソフトウェアを速やかに破棄または消去するものとします。
- 4 第4条、第5条、本条2項及び3項、第8条、第9条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第8条 （損害賠償・解除）

乙は、甲が本規約の条項に違反した場合には、第7条に基づき本契約を解除することができるほか、乙が被った損害の賠償を甲に請求することができるものとします。

第9条 （準拠法及び管轄）

本契約書は、日本国の法律に準拠するものとし、本ソフトウェアに関する訴訟は名古屋地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

平成31年 4月10日 制定・施行

令和 2年 4月 1日 改訂